

医療法人社団春秋会

訪問看護ステーション太陽

重要事項説明書

重要事項説明書別紙

◆◆目次◆◆

重要事項説明書

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	1
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	2
6. 衛生管理等について.....	3
7. 人権の擁護・虐待の防止について.....	4
8. 苦情の受付について.....	4
9. 業務継続計画の策定等について.....	4
10. 事故発生時の対応.....	5
11. その他運営に関する留意事項.....	5
12. 当法人の概要.....	6

重要事項説明書（別紙）

別紙① 介護保険（要介護）料金表.....	7-9
別紙② 介護保険（介護予防）料金表.....	10-11
別紙③ 医療保険・労災保険料金表.....	12-16
別紙④ 緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算に関して.....	17
別紙⑤ 訪問看護情報提供療養費.....	18
別紙⑥ 自費訪問看護（介護保険給付・医療保険給付外）	19
別紙⑦ その他の利用料についての同意書.....	20

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団春秋会
- (2) 法人所在地 長崎県長崎市松が枝町3番20号
- (3) 法人電話番号 095-827-3606
- (4) 代表者名 永田 済
- (5) 成立年月 昭和63年8月25日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の概要 訪問看護

介護保険事業所番号：4270102033

医療機関指定番号：4260190170

労災番号：42500296

(2) 事業所の目的

住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、訪問看護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 医療法人社団春秋会 訪問看護ステーション太陽

(4) 事業所の住所 長崎市松が枝町3番20号

(5) 事業所の電話番号 095-833-2078

(6) 管理者 福田 真司

(7) 当事業所の運営方針

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、利用者の心身の状況や希望及びその置かれている環境を踏まえて、主治医や介護支援専門員やその他の関係機関と協力し地域での暮らしを支援します。

(8) 開設年月 平成12年9月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の実業の実施地域 長崎市(離島を除く) 大浦、小島、戸町包括エリア付近

※上記以外の地域の方は、原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日 通常 月曜日～土曜日(祝日以外)

※その他の年間休日:年末年始・8月15日

※日曜・祝日・その他の年間休日において、必要時訪問いたします

※24時間連絡・訪問体制あり

営業時間 平日・土曜日 8時30分～17時30分

時間帯 日中 8:00～18:00

夜間 18:00～22:00

早朝 6:00～8:00

深夜 22:00～6:00

4. 職員の配置

当事業所では、利用者に対して指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1名	0名	事業内容の調整
2. 保健師	1名	0名	訪問看護業務
3. 看護師	3名	2名	訪問看護業務
4. 准看護師	1名	0名	訪問看護業務
5. 理学療法士	1名	0名	訪問看護業務

5. 訪問看護サービス内容と利用料金

(1) 訪問看護サービス内容

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

療養上の援助、または必要な診療の補助として

- | | |
|--------------------|------------------|
| ①病状観察 | ②衛生上の相談や指導 |
| ③清拭・洗髪・入浴・食事・排泄の介助 | ④体位変換 |
| ⑤リハビリテーション | ⑥カテーテル等の管理 |
| ⑦褥瘡(床ずれ)処置 | ⑧その他医師の指示による医療処置 |
| ⑨ターミナルケア | 等 |

(2) 訪問回数・訪問日時

介護保険による訪問看護の場合は、主治医の指示の元介護支援専門員が作成するケアプランに従い訪問看護を計画し、それに基づき訪問します。

医療保険・労災保険による訪問看護の場合は、主治医の指示の元週3回まで利用できます。ただし厚生労働大臣が定める疾患等については、週4回以上利用できます。また、病状の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要と認められ、特別訪問看護指示書が交付された方(厚生労働大臣が定める疾患を除く)についても、月1回限り14日を限度として週4回以上利用できます。この上重度の褥瘡の場合、及び診療報酬改定において内容変更があった場合は、月2回を限度に特別訪問看護指示書を交付することができます。

自費による訪問看護の場合は、主治医の指示の元訪問します。

(3) 利用料金

介護保険による訪問看護の場合は、利用者の自己負担は費用全体の介護保険負担割合証に定める利用者の割合金額(1割～3割)となります。特例措置や給付制限の場合は、それに従います。料金は【重要事項説明書(別紙)】をご確認下さい。

医療保険による訪問看護の場合は、利用者の自己負担は費用全体の医療保険証に定める利用者の割合金額(1割～3割)となります。料金は【重要事項説明書(別紙)】をご確認下さい。

労災保険による訪問看護の場合は、申請を行うことで労災保険を適応し現物支給を受ける事ができるため、必ずご相談下さい。

自費による訪問看護の場合は、【重要事項説明書(別紙)】をご確認下さい。

*「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「自己負担上限額管理票」「福祉医療費受給者証」等をお持ちの方は、利用料金が変わる場合がありますのでお知らせ下さい。

(4) 解約料

利用者の方はいつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

(5) 支払方法

料金が発生する場合は、月ごとに精算とし翌月 15 日前後に前月分の請求をいたしますので、請求書到着後月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払い方法は、銀行振込・自動引落・郵便振替・現金集金の中から選べます。

【銀行振込の場合】

十八親和銀行 大浦支店 普通預金 No.710689 名義) 医療法人社団 春秋会 南長崎クリニック 代表 永田 済
--

(6) 主治医による指示書作成

訪問看護サービス提供のため、主治医より訪問看護指示書・特別訪問看護指示書を作成して頂きます。指示書発行の際、主治医医療機関の外来受診時にご請求があります。ご了承下さい。

*公費がある方は、この限りではありません。

(7) 緊急時における対応方法

職員（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、言語聴覚士）は、利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じます。

契約書第 21 条に定めた緊急連絡先へ連絡し、その他関係機関へも連絡します。

(8) 利用の中止、変更、追加（契約書 第 6 条参照）

利用期日前において、本人・家族等の求めによる場合、主治医の指示による場合、本人・家族等と事業所の双方が協議し訪問日を変更した場合は、訪問看護計画から追加・変更された日時で訪問看護サービスを受けることができます。これら場合には、原則として訪問看護サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。ただし、やむを得ない事情があり、通知できない場合は、この限りではありません。

6. 衛生管理等について

事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。また事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

7. 人権の擁護・虐待・ハラスメントの防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 訪問看護ステーション太陽 管理者

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。

(5) ハラスメント相談窓口を設置し、利用者・その家族に対する各種ハラスメント行為の予防や対策を行います。

○受付窓口（担当者） 医療法人社団春秋会

○受付時間 随時対応

○連絡先電話番号 095-827-3606

8. 業務継続計画の策定等について

感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

9. 苦情の受付について（契約書第 18 条参照）

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○受付窓口（担当者） 訪問看護ステーション太陽 管理者

○受付時間 随時対応

○連絡先電話番号 095-833-2078（080-1708-5231）

- (2) 苦情処理委員会

苦情処理委員会を設置し、苦情相談への対応・再発の防止・サービス向上に向けて努力していきます。

○受付窓口（担当者） 医療法人社団春秋会

○受付時間 随時対応

○連絡先電話番号 095-827-3606

- (3) 第三者委員

第三者委員も、苦情やご相談を対応して頂けます。

- (4) 行政機関その他苦情受付機関

下記の行政機関も、苦情やご相談を対応して頂けます。

長崎県国民健康保険団体連合会 〒850-0025 長崎市今博多町 8 番地 2	TEL	095-826-1599
	FAX	095-826-1779
長崎市すこやか支援課 〒850-8685 長崎市桜町 2 番 22 号（長崎市役所別館 1F）	TEL	095-829-1146
	FAX	095-829-1228

10. 事故発生時の対応

当事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には、契約書第 10 条に基づき速やかに誠実に対応いたします。

(1) 当事業所における事故に対する受付

当事業所の訪問看護サービスにおける事故のご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○受付窓口（担当者） 訪問看護ステーション太陽 管理者

○受付時間 随時対応

○連絡先電話番号 095-833-2078（または 080-1708-5231）

(2) リスクマネジメント・虐待防止・身体拘束廃止委員会

委員会を設置し、定期的に運営し、事故の対応・事故の防止・サービス向上に向けて努力してまいります。

○受付窓口（担当者） 医療法人社団春秋会

○受付時間 随時対応

○連絡先電話番号 095-827-3606

11. その他運営に関する留意事項

(1) 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(2) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(4) 事業所は、従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。

(5) 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(6) 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

(7) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団春秋会（以後、当法人）と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(8) 事業所は利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を有する。また緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備に努める。

12. 当法人の概要

業務の概要（訪問看護・介護予防訪問看護以外）

医療機関	松が枝町	有症診療所	南長崎クリニック
居宅介護	松が枝町	居宅介護支援事業所 *ケアマネジャー	南長崎クリニック居宅介護支援事業所
居宅・介護予防サービス	松が枝町	通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション *デイケア	南長崎クリニック通所リハビリテーション
		居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	南長崎クリニック居宅療養管理
	大浦町	通所介護・介護予防通所介護 *デイサービス	大浦十三番館デイサービス
		訪問介護・介護予防訪問介護 *ヘルパー	ヘルパーステーションライフケア
	戸町	通所介護・介護予防通所介護 *デイサービス	二本松荘
地域密着型介護サービス	大浦町	定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護サービス	24時間安心センターライフケア
		夜間対応型訪問介護 *夜間ヘルパー	ヘルパーステーションライフケア
地域密着型介護サービス ・地域密着型介護予防サービス	松が枝町	看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能ホームいきいき
	相生町	認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 *グループホーム*短期利用型	グループホームなんくり
		小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームなんくり
	戸町	認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 *グループホーム*短期利用型 *認知症デイサービス	二本松養生所

訪問看護ステーション重要事項説明書（別紙①）

【要介護】

算定項目（基本項目）	単位数	10割	1割	2割	3割
訪問看護 I 1（20分未満） ※1 夜間早朝 25%加算、深夜 50%加算となる場合あり また准看護師が訪問した場合、所定単位数の 90/100 を算定。	314	3,196 円	321 円	641 円	962 円
訪問看護 I 2（30分未満） ※1 に同じ	471	4,809 円	481 円	962 円	1,443 円
訪問看護 I 3（30分以上1時間未満） ※1 に同じ	823	8,402 円	848 円	1,681 円	2,521 円
訪問看護 I 4（1時間以上1.5時間未満） ※1 に同じ	1,128	11,517 円	1,152 円	2,303 円	3,455 円
訪問看護 I 5「理学療法士等による訪問」（20分1回） ※2 1日のうち20分、または連続した40分訪問をした場合に算定	294	3,002 円	300 円	600 円	901 円
訪問看護 I 5・2超「理学療法士等による訪問」（20分1回） ※3 1日のうち連続した60分訪問をした場合に算定。同日3単位のすべてが対象	265	2,702 円	270 円	540 円	810 円
定期巡回訪問看護（要介護①～④） ※4 准看護師が当該月に1回でも訪問した場合は、98/100を算定	2,961	30,232 円	3,023 円	6,046 円	9,070 円
定期巡回訪問看護（要介護⑤） ※4 に同じ	3,761	38,400 円	3,840 円	7,680 円	11,520 円

算定項目（加算・減算項目）	単位数	10割	1割	2割	3割
訪問看護特別指示減算 ※5 特別訪問看護指示による医療保険訪問看護実施の場合、定期巡回随時訪問介護看護算定月における特別指示のすべての期間が対象。所定単位数×指示期間日数	△97	△990 円	△99 円	△198 円	△297 円
複数名訪問加算（I）（30分未満） ※6 複数の看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）が同時に訪問看護を行う場合に算定。算定要件は以下の①～③の場合 ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況等から判断して、①または②に準ずると認められる場合	254	2,593 円	259 円	518 円	777 円
複数名訪問加算（I）（30分以上） ※6 に同じ	402	4,104 円	410 円	820 円	1,231 円

算定項目（加算・減算項目）	単位数	10割	1割	2割	3割
複数名訪問加算（Ⅱ）（30分未満） ※7 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に算定。算定要件は※5の①～③と同様	201	2,052円	205円	410円	615円
複数名訪問加算（Ⅱ）（30分以上） ※7 同じ	317	3,236円	323円	646円	969円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） ※8 以下の①②のいずれにも適合する時に算定 ①利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること	600	6,126円	613円	1,225円	1,838円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ） ※9 ※8の①に該当する場合	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
特別管理加算（Ⅰ） ※10 以下の状態の場合に算定 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている、気管カニューレを使用している、留置カテーテルを使用している	500	5,105円	510円	1,021円	1,531円
特別管理加算（Ⅱ） ※11 以下の状態の場合に算定 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症指導管理を受けている 人工肛門または人工膀胱を設置している、真皮を超える褥瘡、点滴治療を週3日以上行う必要があると認められる	250	2,552円	255円	510円	765円
初回加算（Ⅰ） ※12 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、医療機関から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行う場合	350	3,574円	357円	715円	1,072円
初回加算（Ⅱ） ※13 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、医療機関から退院した翌日以降に初回の訪問看護を行う場合	300	3,063円	306円	613円	919円
退院時共同指導加算 ※14 医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中に退院又は退所するに当たり事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後に、退院又は退所後の初回訪問看護時に算定。特別な管理を必要とする方は、2回まで算定可	600	6,126円	612円	1,225円	1,838円

算定項目（加算・減算項目）	単位数	10割	1割	2割	3割
長時間訪問看護加算 ※15 特別管理加算の算定対象者であって、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き、通算して1時間30分以上の訪問看護を行う場合に、ケアプランに位置付けた上で算定	300	3,063円	306円	612円	918円
口腔連携強化加算 ※16 事業所の従業員が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合、月に1回算定	50	511円	51円	102円	153円
サービス提供体制強化加算（1） 訪問看護I1・I2・I3・I4・I5を提供する場合、それぞれの訪問毎に対して加算	6	61円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算（2） 定期巡回訪問看護を提供する場合、月に1回加算	50	510円	51円	102円	153円
ターミナルケア加算 ※17 ACPに沿って利用者を支援し、死亡日および死亡日前2週間以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合に算定	2,500	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円
看護・介護職員連携強化加算 ※18 以下の①～③を満たす場合に算定 ①事業所の看護職員が訪問介護事業所の訪問介護員等に対して、喀痰吸引等の業務が円滑に行われるように、喀痰吸引等に係る計画書と報告書を作成・緊急時の対応について助言 ②事業所の看護職員が訪問介護事業所の訪問介護員等に同行して、利用者の居宅において業務の実施状況の確認すること。または、利用者に対する安全なサービス提供体制整備・連携体制確保のための会議に出席 ③同行訪問や会議への出席の内容を訪問看護記録書に記録	250	2,552円	255円	510円	765円
理学療法士等による訪問看護事業所の評価 ※19 前年度の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合、または特定の加算を算定していない場合	△8	△82円	△8円	△16円	△25円

○当月内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定致します。

○介護保険の給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割～3割が利用者負担になります。

○給付限度額を超えてサービスを利用した場合や、介護保険料の滞納により、市町村から事業所へ保険給付が直接支払われない場合は、基本料金の10割の利用料を頂きます。

○「自己負担上限額管理票」をお持ちの方は、利用料金が変わる場合がありますのでお知らせ下さい。

訪問看護ステーション重要事項説明書（別紙②）

【介護予防】

算定項目（基本項目）	単位数	10割	1割	2割	3割
予防訪問看護Ⅰ1(20分未満) 【要介護】※1 に同じ	303	3,094円	309円	619円	928円
予防訪問看護Ⅰ2(30分未満) 【要介護】※1 に同じ	451	4,605円	460円	921円	1,381円
予防訪問看護Ⅰ3(30分以上1時間未満) 【要介護】※1 に同じ	794	8,107円	811円	1,621円	2,432円
予防訪問看護Ⅰ4(1時間以上1.5時間未満) 【要介護】※1 に同じ	1,090	11,129円	1,113円	2,226円	3,339円
予防訪問看護Ⅰ5「理学療法士等による訪問」(20分1回) 【要介護】※2 に同じ	284	2,900円	290円	580円	870円
予訪問看護Ⅰ5・2超「理学療法士等による訪問」 (20分1回) 【要介護】※3 に同じ	142	1,450円	145円	290円	435円

算定項目（加算・減算項目）	単位数	10割	1割	2割	3割
複数名訪問加算(Ⅰ)(30分未満) 【要介護】※6 に同じ	254	2,593円	259円	518円	777円
複数名訪問加算(Ⅰ)(30分以上) 【要介護】※6 に同じ	402	4,104円	410円	820円	1,231円
複数名訪問加算(Ⅱ)(30分未満) 【要介護】※7 に同じ	201	2,052円	205円	410円	615円
複数名訪問加算(Ⅱ)(30分以上) 【要介護】※7 に同じ	317	3,236円	323円	646円	969円
予防緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 【要介護】※8 に同じ	600	6,126円	613円	1,225円	1,838円
予防緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 【要介護】※9 に同じ	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
予防特別管理加算(Ⅰ) 【要介護】※10 に同じ	500	5,105円	510円	1,021円	1,531円
予防特別管理加算(Ⅱ) 【要介護】※11 に同じ	250	2,552円	255円	510円	765円
予防初回加算(Ⅰ) 【要介護】※12 に同じ	350	3,574円	357円	715円	1,072円
予防初回加算(Ⅱ) 【要介護】※13 に同じ	300	3,063円	306円	613円	919円
予防退院時共同指導加算 【要介護】※14 に同じ	600	6,126円	612円	1,225円	1,837円

算定項目（加算・減算項目）	単位数	10割	1割	2割	3割
長時間訪問看護加算 【要介護】※15 に同じ	300	3,063円	306円	612円	918円
口腔連携強化加算 【要介護】※16 に同じ	50	511円	51円	102円	153円
サービス提供体制強化加算(1) 予防訪問看護 I1・I2・I3・I4・I5 を提供する場合、それぞれの訪問に対して加算	6	61円	6円	12円	18円
理学療法士等による訪問看護事業所の評価 【要介護】※19 に同じ	△8	△82円	△8円	△16円	△25円
予防訪問看護 12月超減算 利用開始から12か月を超えるリハビリ職の訪問の場合。入院による中断があり、かつ医師の指示内容に変更があった場合は、新たな利用開始とする	△5	△51円	△5円	△10円	△15円

○当月内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定致します。

○介護保険の給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割～3割が利用者負担になります。

○給付限度額を超えてサービスを利用した場合や、介護保険料の滞納により、市町村から事業所へ保険給付が直接支払われない場合は、基本料金の10割の利用料を頂きます。

○「自己負担上限額管理票」をお持ちの方は、利用料金が変わる場合がありますのでお知らせ下さい。

訪問看護ステーション重要事項説明書（別紙③）

【医療・労災】

算定項目（基本療養費）			10割	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費 (I)	保健師	週3日まで、1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師	週4日以降、1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	週3日及び週4日以降、 1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	准看護師	週3日まで、1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日以降、1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
訪問看護基本療養費 (II) 同一住所の複数の 居住者へ、同日に訪問 看護を行った場合	保健師	週3日まで、1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師	週4日以降、1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	週3日及び週4日以降、 1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	准看護師	週3日まで、1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日以降、1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
訪問看護基本療養費 (III) 在宅療養に備えて一時的に外泊をする場合、入院中1回に限り算定。厚生労働大臣が定める疾病等に関しては、入院中2回まで算定。同一日に訪問看護管理療養費は算定できない			8,500円	850円	1,700円	2,550円

算定項目（管理療養費）			10割	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費 二 機能強化型以外		月の初日に、1回	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費 別表第7、第8に該 当する者への訪問看 護について相当な実 績がある	1 イ 利用者のうち、同一建 物居住者の占める割合 が7割未満	月の2日目以降、 1日につき	3,000円	300円	600円	900円
	2 ロ 利用者のうち、同一建 物居住者の占める割合 が7割以上	〃	2,500円	250円	500円	750円

算定項目（加算・減算）			10割	1割	2割	3割
24時間対応体制加算	24時間対応体制加算イ 【要介護】※8に同じ	月の初日に、月に1回加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	24時間対応体制加算ロ 【要介護】※9に同じ	〃	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	特別管理加算 重度 【要介護】※10に同じ	〃	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算 【要介護】※11に同じ	〃	2,500円	250円	500円	750円
夜間・早朝訪問看護加算 6時～8時または18時～22時の訪問看護		1回につき	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 22時～6時の指定訪問看護		1回につき	4,200円	420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加算 所要時間1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き、通算して1時間30分以上の訪問看護を行う場合。対象は以下の①～③の場合 ①特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている利用者 ②15歳未満の超重症児または準超重症児の利用者 ③特別管理加算対象者		①②③は週1回に限り加算 ②または③15歳未満の利用者については、週3日を限度に算定	5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算 定期的に行う訪問看護以外で、利用者やその家族の求めに応じた主治医指示による緊急訪問看護。①②を満たす場合に算定 ①利用者又はその家族等からの電話等による緊急の求めに応じ、主治医の指示により緊急に訪問看護を実施した際は、日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記録する ②加算を算定する理由を訪問看護療養費明細書に記載する (複数の訪問看護ステーションが訪問看護を行っている場合で、他訪問看護ステーションが訪問した後の同日の緊急訪問の場合、当該加算のみ単独で算定可)		1日につき (月14日目まで)	2,650円	265円	530円	795円
		1日につき (月15日目以降)	2,000円	200円	400円	600円

算定項目（加算・減算）			10割	1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算 厚生労働大臣が定める疾病等の者、特別管理加算対象者、もしくは特別訪問看護指示書が交付された場合の同日複数回訪問	同日2回目	同一建物内 1人、又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	同日3回以上	同一建物内 1人、又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物内 3人以上	7,200円	700円	1,400円	2,100円
退院時共同指導加算 【要介護】※14に同じ		退院後の初日の訪問看護時に1回に限り（別に厚生労働大臣が定める疾病等については、2回に限り加算）	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 退院時共同指導加算を算定し、厚生労働大臣が定める状態等の場合		退院時共同指導加算算定時に加算	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算 退院日の指定訪問看護であって、次のいずれかに該当する場合 ①厚生労働大臣が定める疾病等の者 ②特別管理加算対象者 ③退院日の訪問看護が必要と認められた場合		退院後の初日の訪問看護時に加算 （初回訪問前に、死亡または再入院した場合はその日に当該加算のみ単独で算定可）	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		長時間 ※ 上記の場合において、90分を超えた場合、または複数回の退院指導加算の合計時間が90分を超えた時	8,400円	840円	1,680円	2,520円

算定項目（加算・減算）			10割	1割	2割	3割
複数名訪問看護加算 ※ 1人の看護師等では訪問看護が困難な利用者であって、次のいずれかに該当する場合 ①厚生労働大臣が定める疾病等の者 ②特別管理加算対象者 ③特別訪問看護指示書により訪問看護を受けている者 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破壊行為等が認められる者 ⑤利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者（看護補助者に限る） ⑥その他利用者の状況等から判断して①～⑤のいずれかに準ずると認められる者（看護補助者に限る）	イ) 他の看護師等と同時 週1回を限度	同一建物内 1～2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	ロ) 他の准看護師等と同時 週1回を限度	同一建物内 1～2人	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物内 3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	ハ) 看護補助者と同時 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く) 週3日を限度	同一建物内 1～2人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物内 3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	ニ) 看護補助者と同時 (別に厚生労働大臣が定める場合に限る) 1日に1回	同一建物内 1～2人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物内 3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	ホ) 看護補助者と同時 1日に2回	同一建物内 1～2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物内 3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	ヘ) 看護補助者と同時 1日に3回以上	同一建物内 1～2人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物内 3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円

算定項目（加算・減算）		10割	1割	2割	3割
訪問看護医療DX情報活用加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う	月1回に限り	50円	5円	10円	15円
在宅患者連携指導加算 医療機関職種間で月2回以上文章等（電子メールやファクシミリ等）により情報交換し、療養上必要な指導を行った場合（准看護師は除く）	月1回に限り	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 利用者の病状の急変や治療方針の変更があった場合に、在宅療養を担う医師の求めに応じ、関係する医療職種等が利用者宅でカンファレンスを行い、利用者に対して療養上必要な指導を行った場合	月2回に限り (ICTを用いたカンファレンスの場合は3者以上で実施し、2者は自宅で参加している場合)	2,000円	200円	400円	600円
訪問看護情報提供療養費 入院、入所の情報提供時	1回につき	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費 【要介護】※17に同じ	自宅や有料老人施設等の場合	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	特別養護老人ホームの場合	20,000円	2,000円	4,000円	6,000円

○当月内の1回目以降の緊急時訪問から、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定致します。

○医療保険の訪問看護サービスを利用する場合は、医療被保険者証に記載された自己負担割合に応じて基本料金の1割～3割が利用者負担になります。

○労災適応疾患をお持ちの場合、労働局労働基準部労災補償課へ申請手続きが必要となります。

○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「自己負担上限額管理票」「福祉医療費受給者証」等をお持ちの方は、利用料金が変わる場合がありますのでお知らせ下さい。

【緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算に関して】

1. 内容

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた際に電話や訪問など常時対応できる体制を有している場合、利用者の同意を得て月1回に算定する。

2. 算定

① 看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合

介護保険：緊急時訪問看護加算（Ⅰ） ・ 医療保険：24時間対応体制加算 イ

② ①以外の場合

介護保険：緊急時訪問看護加算（Ⅱ） ・ 医療保険：24時間対応体制加算 ロ

3. 留意事項

①の算定に当たっては、以下の（ア）～（オ）に留意する。

（ア）看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されていること。

（イ）緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること。

*当事業所の取り組み

① 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続（2回）まで

② 夜間対応後の暦日の休日確保

③ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減

④ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保

（ウ）当該訪問看護ステーションの管理者は、連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること。

（エ）看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録すること。

（オ）アからエについて、利用者及び家族等に説明し、同意を得ること。

訪問看護ステーション重要事項説明書（別紙⑤）

【訪問看護情報提供療養費】

1. 目 的

- ①市町村等の実地する保健福祉サービス
- ②学校
- ③医療機関

上記①～③と連携を図り、契約者が保健福祉サービスを有効に利用し、総合的な在宅療養を継続していく為。

2. 条 件

- ④契約者の居住地を管轄する市町村等
- ⑤契約者の通学する学校
- ⑥契約者のかかりつけ医療機関

上記④～⑥に対し、④～⑥の機関の求めに応じて、訪問看護の状況を示す文章を添えて情報提供を行う。情報提供にあたっては、個人情報の取扱いに留意し、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。

3. 期 間

 契約締結日 ~ 年 月 日まで

（有効期間終了日までに同意解除の申出をしない場合は自動継続とする。しかし、特別訪問看護指示書による訪問看護に関しては有効指示期間終了日までとする。）

訪問看護ステーション重要事項説明書（別紙⑥）

【自費訪問看護（介護保険給付・医療保険給付外）】

訪問看護基本療養費	保健師・看護師・准看護師	週3日まで1日につき5,550円 週4日以降1日につき6,550円
	理学療法士・作業療法士または言語聴覚士	週3日及び週4日以降1日につき5,550円
訪問看護管理療養費	訪問看護基本療養費算定時に加算	月の初日の訪問看護 7,440円加算 月の2日目以降の訪問看護 1日につき3,000円加算
夜間・早朝訪問看護加算	6時～8時または18時～22時の指定訪問看護	2,100円加算
深夜訪問看護加算	22時～6時の指定訪問看護	4,200円加算
24時間対応体制加算	営業日時以外の時間においても、電話等による連絡および相談や緊急訪問が直接受けられる体制を受ける場合	1月につき6,400円加算
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して	1月につき2,500円加算 1月につき5,000円加算（重症度等の高い状態の場合）
難病等複数回訪問加算	同日の複数回訪問	2回：同一建物内 4,500円加算 3回：同一建物内 8,000円加算
退院時共同指導加算	入院中に、退院後の在宅療養についての指導を入院先の施設の医師や看護職員、そのほかの医療従事者と当事業所が共同で行った場合	退院後の初日の指定訪問看護時に2回に限り8,000円加算
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定し、厚生労働大臣が定める状態等の場合	退院時共同指導加算算定時に、2,000円加算
退院支援指導加算	退院日の指定訪問看護	退院後の初日の訪問看護時に6,000円加算 （初回訪問前に、死亡または再入院した場合はその日に当該加算のみ単独で算定可）
緊急訪問看護加算	定期的に行う訪問看護以外で、利用者やその家族の求めに応じた訪問	1日につき 2,650円加算
長時間訪問看護加算	90分を超える指定訪問看護	5,200円加算。
複数名訪問看護加算	1人の看護師等では訪問看護が困難な利用者であって、次のいずれかに該当する場合	1日につきいずれかを加算 (1) 1日に1回の場合 同一建物内1人 3,000円加算 (2) 1日に2回の場合 同一建物内1人 6,000円加算 (3) 1日に3回以上の場合 同一建物内1人 10,000円加算
訪問看護情報提供療養費	入院、入所の情報提供時	1,500円加算。

訪問看護ステーション重要事項説明書（別紙⑦）

【その他の利用料について】

通常の指定訪問看護以外の訪問看護等に対する利用料

○差額費用

契約者が選定（希望）する特別の訪問看護に対する差額費用。

選定（希望）する度に、契約者・事業者双方で協議し同意を得て、当月分を合計し翌月請求する。

1. 当事業所が定める休日における訪問： 1日当たり 3,000 円加算
*医療保険・労災保険・自費における訪問時に算定する。
*事業所の都合によって該当日に訪問看護を行った場合は徴収しない。

○実費負担

指定訪問看護以外のサービスに対する実費負担としての利用料

1. 物品代： 日常生活上、必要とされるもの（衛生物品・おむつ代等）
2. 交通費： 訪問1回あたり 200 円
*医療保険・労災保険・自費における訪問時に算定する。
*当事業所と同住所地・隣接地への訪問は除く。
*1ヵ月の交通費料金の合計の上限を 2,000 円とする。
3. 駐車場代： 徴収しない
*実費負担分は、当事業所が負担。
4. サービス提供時に必要となる、電気・ガス・水道・その他の費用： ご利用者負担
5. キャンセル料
*介護保険・医療保険・労災保険・自費における訪問看護キャンセル時に算定する。
*利用者の急な病変・急な入院・天災発生時・当事業所の運営上の都合によるもの等の場合を除く
(ア) サービス利用の前日営業時間(17時30分)より前： 請求なし
(イ) サービス利用の前日営業時間(17時30分)以後： 2,000 円

契約者

私は、重要事項説明書および重要事項説明書別紙に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

契約者の代理人または任意後見人

私は、重要事項説明書および重要事項説明書別紙に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

続 柄 _____

指定訪問看護及び介護予防訪問看護事業者

当事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書および重要事項説明書別紙に基づいて説明し、重要事項説明書および重要事項説明書別紙を交付しました。

- <事業者名> 医療法人社団春秋会
- <所在地> 長崎市松が枝町3番20号
- <代表者名> 理事長 永田 済

訪問看護を行う事業所の名称、所在地等

事業所名：医療法人社団春秋会

(介護予防) 訪問看護ステーション太陽

所在地：長崎市松ヶ枝町3番20号

介護保険事業所番号：4270102033 号

医療機関指定番号：4260190170 号

労災保険指定番号：42500296 号

説 明 者： _____ 印 _____